

那須塩原市 オフィス整備費補助金

那須塩原市はオフィスの移転や分散化を図る企業を応援します！

対象経費の**50%** 最大**150万円***まで補助

補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・市内に本社を有していない方
- ・市内に本社を移転する方、又は市内に事務所及び事業所(工場・店舗等)を有しない方で、本社以外の事務所を開設する方

補助対象事業

所有又は賃借した市内の物件を、自ら使用するオフィス(本社、事務所またはサテライトオフィス)として整備し、使用すること

補助対象経費

整備費(建物改修費・設備工事費)
備品購入費(机・椅子等購入費)
その他の経費(移転・運搬費用等)

補助率

補助対象経費の50%

補助上限額

100万円(150万円)

*括弧内の金額是那須塩原市立地適正化計画で規定する都市機能誘導区域内に開設する場合

申請手続き

オフィスの整備に係る行為に着手しようとする日の30日前までに申請書類を提出

※オフィス整備前に市に申請することが必要です。

その他にも条件がございますので申請前に必ず市にご相談ください。